

IX 測量機械等損料

測量業務等の機械経費について

〔平成 13 年 3 月 29 日 12 農振第 1975 号
農村振興局長から各地方農政局長あて〕

一部改正	平成 14 年 3 月 28 日	13 農振第 3693 号
〃	平成 15 年 3 月 28 日	14 農振第 2707 号
〃	平成 16 年 3 月 29 日	15 農振第 2812 号
〃	平成 17 年 3 月 25 日	16 農振第 2361 号
〃	平成 18 年 3 月 30 日	17 農振第 2195 号
〃	平成 19 年 3 月 29 日	18 農振第 2108 号
〃	平成 20 年 3 月 31 日	19 農振第 2189 号
〃	平成 22 年 3 月 31 日	21 農振第 2519 号
〃	平成 23 年 3 月 31 日	22 農振第 2180 号
〃	平成 25 年 3 月 29 日	24 農振第 2307 号
〃	平成 26 年 3 月 24 日	25 農振第 2200 号
〃	平成 27 年 3 月 30 日	26 農振第 2011 号
〃	平成 29 年 3 月 30 日	28 農振第 2320 号
〃	平成 30 年 3 月 29 日	29 農振第 2177 号
〃	平成 31 年 3 月 28 日	30 農振第 4085 号
〃	令和 2 年 4 月 1 日	元 農振第 3395 号
〃	令和 3 年 3 月 19 日	2 農振第 3047 号

このたび、別紙のとおり「測量業務等の機械経費」を定め、平成 13 年 4 月 1 日以降の契約に係る業務から適用することとしたので、その運用に当たっては遺憾のないようにされたい。

なお、「測量機械等損料表について」（平成 12 年 3 月 29 日付け 12 構改 D 第 289 号構造改善局長通知）は、平成 13 年 3 月 31 日限りで廃止する。

なお、貴管下都府県に対しては、貴職から参考までに送付されたい。

〔編注〕 本趣旨は、農村振興局長から北海道開発局長、沖縄総合事務局長、森林総合研究所森林農地整備センター所長あて参考送付されている。

別 紙

1 測量機械等損料

番号	機 械 名	規 格	損料額	単 位	摘 要
1	レベ ル	1級	9,650	円/日	レベル器械＋水準標尺(1級)
2	〃	2級	5,340	〃	〃
3	〃	3級	2,100	〃	レベル器械＋水準標尺(2級)
4	水準測量作業用電卓		1,820	〃	観測データの保護機能、標準形式による出力機能を有する
5	トータルステーション	1級	9,050	〃	
6	〃	2級	4,980	〃	
7	〃	3級	2,800	〃	
8	パーソナルコンピュータ	ノート型	500	〃	
9	座 標 展 開 機	四六判相当	2,390	〃	描画精度：0.1mm以内 位置精度：0.2mm以内
10	自 動 製 図 機	四六判相当	1,920	〃	描画精度：0.1mm以内 位置精度：0.2mm以内
11	図 形 編 集 装 置	DM用	3,400	〃	
12	カラー静電プロッター	DM用四六判相当	15,600	〃	描画精度：0.1mm以内 位置精度：0.2mm以内
13	デ ジ タ イ ザ	DM用四六判相当	1,270	〃	分 解 能：0.1mm以内 読み取り精度：0.3mm以内
14	G N S S 測 量 機	1級(2周波)	9,650	〃	
15	〃	2級(1周波)	5,580	〃	
16	パーソナルコンピュータ	デスクトップ型	360	〃	
17	G N S S 解析用計算機		4,120	〃	パーソナルコンピュータ＋ G N S S 解析用ソフト

2 記録映像製作機械等損料

番号	機 械 名	規 格	損 料 額	単 位	摘 要
1	デジタルビデオカメラ (HD)	HDカム	50,000	円/日	
2	バッテリーライト		4,000	〃	
3	クォーツライト	500W	2,400	〃	
4	マイクロフォン		5,000	〃	
5	航空機 セスナ機	操縦士、保険料を含む	80,000	円/時間	
6	〃 ヘリコプター	〃	348,000	〃	